

(案)

雨水維持管理用自動車賃貸借契約書

那覇市上下水道局(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)との間に雨水維持管理用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 発注者は、賃貸借車両を公務執行の用に供することを目的とする。

(賃貸借物件)

第2条 受注者は、発注者に対し次に掲げる車両を賃貸し、発注者はこれを賃借する。

- (1) 車名
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 塗色
- (5) 数量 1台
- (6) 仕様書 別紙のとおり

(賃貸借期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和5年3月1日から令和9年8月31日までの54か月とする。

(長期継続契約)

第4条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条約(平成21年那覇市条例第41号)第2条に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る支出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(賃貸借料)

第5条 賃貸借料は、総額 円(月額 円×54か月)とする。(うち取引に係る消費税額及び地方消費税総額 円、月額 円とする)

(注)「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法(昭和25年法律

第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額 (1 円未満切り捨て) である。

- 2 前項に定める賃貸借料は毎月払いとし、発注者は適法な請求書を受理日から起算して、30 日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。

(支払い遅延利息)

- 第 6 条 発注者の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに賃借料を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、当該未払い額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。ただし、その約定の期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(車両の引渡)

- 第 7 条 賃貸借車両の引渡しは、発注者が指定する場所において、発注者受注者双方が立会い、装備、外観その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。
- 2 引き渡しの際にすぐに分からない隠れた瑕疵があった場合には、受注者の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(車両の品質等不適合)

- 第 8 条 車両の引渡しの時、車両の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合は、発注者は受注者に対し改善の要求を行うことができる。その場合、受注者は誠意をもってその改善を行うものとする。ただし、発注者に錯誤があった場合においては、受注者は一切の責任を負わないものとする。

(契約保証金)

- 第 9 条 契約保証金は、那覇市上下水道局契約事務規程第 31 条第 12 号の規定により免除する。

(公租公課)

- 第 10 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、受注者が負担するものとする。

(燃料代)

第 11 条 賃貸借車両に要した燃料は、発注者の負担とする。

(車両の保険)

第 12 条 受注者は、この契約の期間中賃貸借車両について、発注者を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- | | | | | |
|-----------------|------|-----------------|-----------|----|
| (1) 車両保険 | 免責金額 | 0 万円 (全年) | | |
| | | 第 1 年度 | 万円、第 4 年度 | 万円 |
| | | 第 2 年度 | 万円、第 5 年度 | 万円 |
| | | 第 3 年度 | 万円、第 6 年度 | 万円 |
| (2) 対人賠償責任保険 | | 無制限 | | |
| (3) 対物賠償責任保険 | | 無制限 | | |
| (4) 搭乗者傷害賠償責任保険 | | 1 名につき 1,000 万円 | | |
| (5) 年齢制限 | | なし | | |
| (6) フリート区分 | | ノンフリート | | |
| (7) 自動車賠償責任保険 | | 期間中全額含む。 | | |

(保守点検)

第 13 条 受注者は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
 - (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリー含む)
- 2 前項の保守点検は、原則として受注者の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、事前に受注者の承諾を得た上で他の工場で行うことができるものとする。

(発注者の修理費負担)

第 14 条 前条第 1 項の規定に拘わらず次の場合の修理費は、発注者が負担するものとする。

- (1) 発注者の故意もしくは重大な過失に起因する修理に関する費用
- (2) 保険金で補填されない修理に関する費用
- (3) 発注者が受注者の承諾なしに実施した修理に要する費用

(代車の提供)

第 15 条 受注者が前 2 条に規定する保守点検を行うため、発注者の用に供することができない場合、受注者は発注者に対し代車を無償で提供するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第 16 条 発注者は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は、担保の用に供してはならない。

(損害賠償責任)

第 17 条 受注者は、発注者が故意又は重大過失によって賃貸借車両に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができる。

2 発注者又は受注者は、相手方に損害を与えた場合は、それぞれその損害を賠償しなければならない。ただし、損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 保険等で補填された損害に対しては、前 2 項の規定にかかわらず請求しないものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第 18 条 賃貸借車両の使用又は保管に起因して第三者に損害を及ぼした場合、発注者が責任をもって解決するものとする。

2 発注者は、事故発生の経過、処理状況その他明細書等を受注者に報告し、受注者は報告を受けたその処理及び解決に全面的に協力する物とする。

(車両の返還)

第 19 条 発注者は、この契約が賃貸借期間満了及び契約解除により終了した場合は、発注者が指定する場所において受注者に賃貸借車両を返還するものとする。

(契約の解除)

第 20 条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合は、文書を持って通告し、この契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者、受注者の代理人、受注者からの再委託契約の当事者又は受注者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号の暴力団をいう。)、暴力団員(同法第 2 条第 6 号の暴

力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明した場合は、この契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第 21 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(遵守義務)

第 22 条 受注者は、この契約書、仕様書及び那覇市上下水道局契約事務規程その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、保守点検等の実施により知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、この契約終了後も同様とする。

(協議)

第 23 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市上下水道事業管理者 上地 英之

受注者